

高富町・伊自良村・美山町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 高富町、伊自良村及び美山町(以下「3町村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、高富町・伊自良村・美山町合併協議会と称する。

(協議会の担任する事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 3町村の合併に関する協議

(2) 合併特例法第5条の規定による市町村建設計画の作成

(3) 前2号に掲げるもののほか、3町村の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、岐阜県山県郡高富町高木1000番地1高富町役場内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

(会長)

第6条 会長は、3町村の長の協議により、3町村の長のうちからこれを選任する。

2 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第7条 副会長は、3町村の長のうちから前条の規定により会長に選任された者を除く2名をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する順位により会長の職務を代理する。

3 副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 3町村の長のうち会長に充てられた者以外の者

(2) 3 町村の議会の議長

(3) 3 町村の議会の議長が、それぞれ 3 町村の議会の議員のうちから指名した者各 2 名

(4) 3 町村の長が協議して定めた学識経験を有する者 1 4 名以内

2 委員は、非常勤とする。

(顧問)

第 9 条 3 町村の長の協議により、協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、必要に応じて助言することができる。

3 顧問は、非常勤とする。

(会議)

第 1 0 条 協議会の会議 (以下「会議」という。) は、会長が招集する。

2 会長は、委員の 4 分の 1 以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 1 1 条 会議は、委員の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

4 会長は、必要に応じて顧問の出席を求めることができる。

5 会長は、必要に応じて 3 町村の関係職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(小委員会)

第 1 2 条 協議会は、その事務の一部について調査、審議等をするために小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

(幹事会)

第 1 3 条 会議に提案する事項について必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第 1 4 条 第 3 条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、協議会に専門部会を置く。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 1 5 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務に従事する職員は、3 町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第 1 6 条 協議会に要する経費は、3 町村の長が協議して負担する。

(監査)

第 1 7 条 協議会の出納の監査は、会長の属する町村の監査委員に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 1 8 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、3 町村の長が協議して定める。

(報酬及び費用弁償)

第 1 9 条 会長、委員、顧問及び監査委員は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償等の額及び支給方法等は、3 町村の長が協議して定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 2 0 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第 2 1 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成 1 3 年 8 月 1 日から施行する。